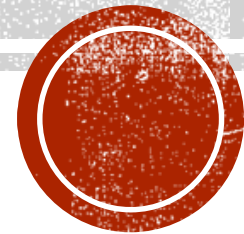


建設発生土の運搬・処分

実施手順の解説



●現状と問題点

- 受注者裁量により建設発生土処分地を確保している。
- 受注者は、処分地確保に苦慮しているのが現状。

●処置方針

工事発注者が適切な建設発生土処分地を確保する必要



発注者が指定する建設発生土処分地へ運搬・処分をする。



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分にに関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分にに関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



1. 掘削時における建設発生土の土質確認

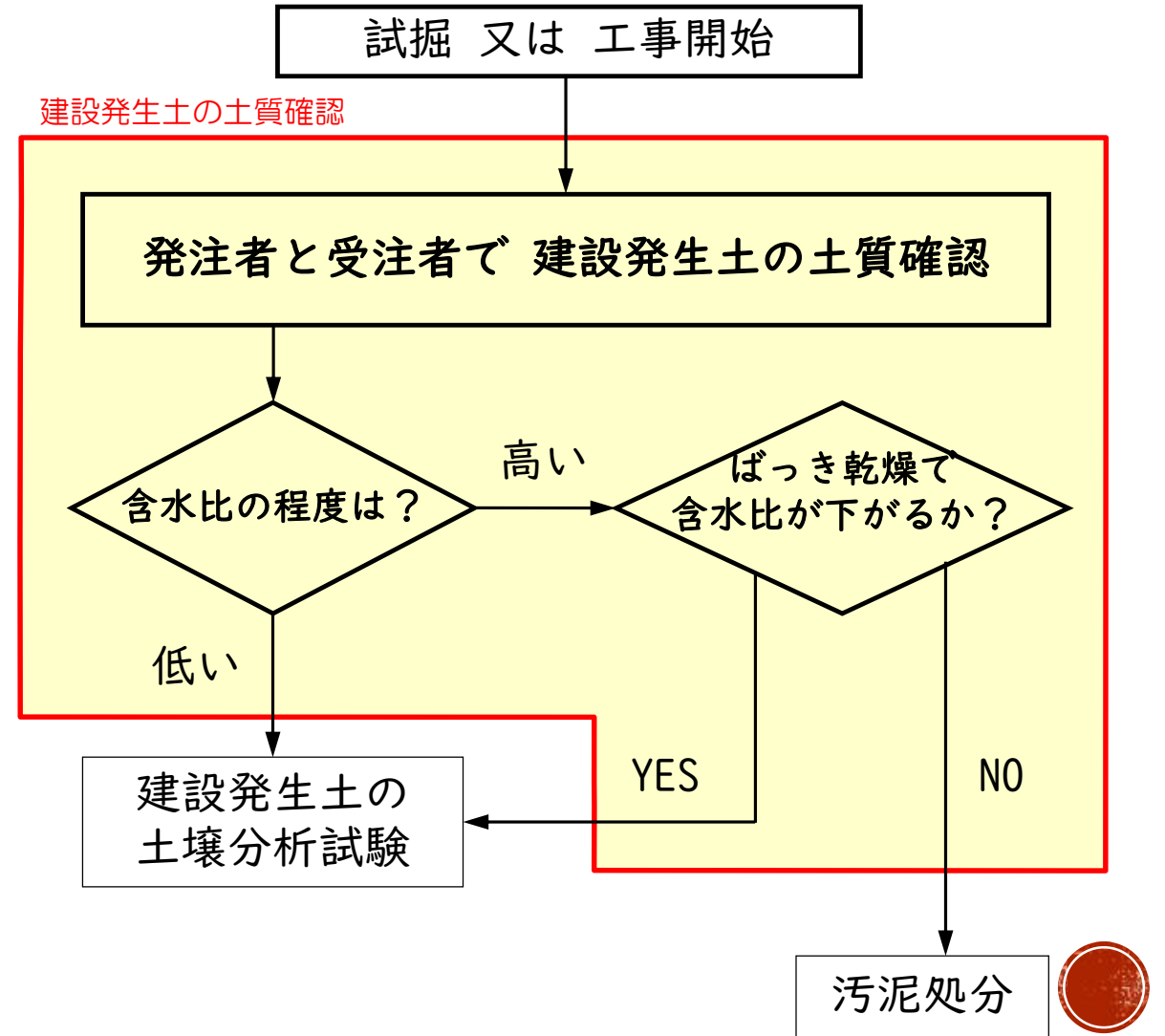
【実施&確認事項】

- ①：発注者（工事担当課）と受注者の2者による目視確認
- ②：建設発生土の含水比確認
- ③：含水比が高い場合は、汚泥処分

建設発生土の含水比が低い
又は
ばっき乾燥で含水比が下がる



2. 土壌分析試験の依頼



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分にに関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



2. 土壌分析試験の依頼

【実施事項】

- ①：試料採取は原位置（掘削箇所）で行う
- ②：土壌分析試験可能な試験機関に依頼

【留意事項】

- 試験終了まで時間を要するため、
早めの試験依頼が必要

受注者が試験機関に依頼

建設発生土の土壌分析試験 依頼

3週間～1か月程度 要す

土壌分析試験の報告書結果



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分に関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み

確認事項（試験結果受理時）

✓ 試験結果が安全基準に適合しているか？

【OK】安全基準適合

⇒ 指定処分地への運搬・処分可能

【NG】安全基準不適合

⇒ 指定処分地への運搬・処分不可能



汚染土壌として処分

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）5.2、5.3又は5.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規 法
有機炭	検液中に検出されないこと。	昭 31 法 昭 規
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき1.25ミリグラム未満	検 め 地 量 府 す
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水 検 場 庁 告 示 第 5 9 号 。以下【昭和46年告示】という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 2 及 び 昭 和 4 9 年 告 示 付 表 3 に 掲 げ る 方 法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 3 に 掲 げ る 方 法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき1.25ミリグラム未満	農 用 地 土 壌 汚 染 対 策 地 域 の 指 定 要 件 に 係 る 銅 の 量 の 検 定 の 方 法 を 定 め る 省 令 （ 昭 和 4 7 年 経 理 府 令 第 6 6 号 ）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地 下 土 壌 汚 染 防 止 法 （ 平 成 1 0 年 法 第 1 7 号 ）第17条第1項に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 に 定 め る 方 法
1,3-ジクロロロベン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 K 0 1 2 5 の 5 .1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 4 に 掲 げ る 方 法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 5 の 第 1 又 は 第 2 に 掲 げ る 方 法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 5 の 第 1 又 は 第 2 に 掲 げ る 方 法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日 本 産 業 規 格 K 0 1 2 5 の 5 .1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規 格 6 7.2、67.3又は67.4に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規 格 3 4.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で防害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規 格 4 7.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭 和 4 6 年 告 示 付 表 7 に 掲 げ る 方 法

【基準】 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則（別表第1）

各項目の全てが基準値以内 ⇒ 運搬処分可能

3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み

土壌分析試験の報告結果

適合

安全基準適合

不適合

①建設発生土運搬開始申込書

・ 那須塩原市建設業協会へ提出

【様式】 那須塩原市建設業協会ホームページ参照

②土壌分析試験報告書

（原本） → 発注者（工事担当課）へ提出

（写し） → 建設業協会へ提出

①汚染土壌として処分

②那須塩原市建設業協会への
土壌分析試験報告書の提出不要

建設発生土 受入れ可否通知

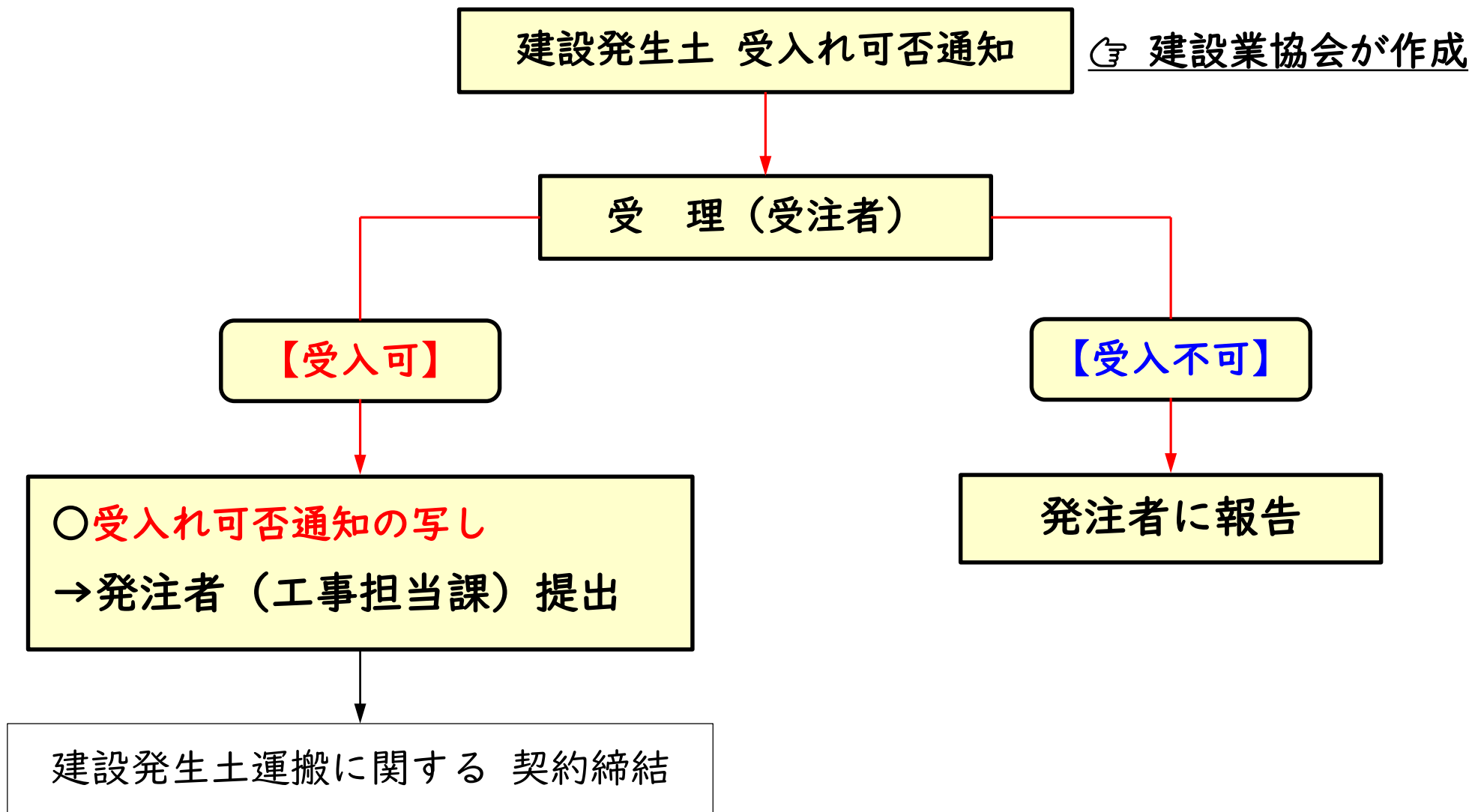


●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分に関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



4. 建設発生土の受入れ可否



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認…………… (発注者と受注者)
2. 土壌分析試験の依頼…………… (受注者)
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み…………… (受注者)
4. 建設発生土の受入れ可否…………… (那須塩原市建設業協会)
5. 建設発生土運搬・処分にに関する契約書締結… (受注者と那須塩原市建設業協会)
6. 建設発生土運搬開始…………… (受注者)
7. 建設発生土運搬完了…………… (受注者)



5. 建設発生土運搬・処分に関する契約書締結

【留意事項】

- 契約締結後に指定処分地へ運搬が可能。
- 契約締結前に建設発生土を運搬しないこと！

建設業協会と受注者

建設発生土運搬に関する 契約締結

建設発生土運搬 開始



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分に関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



6. 建設発生土運搬開始

【実施&確認事項】

- ①：運搬予定日の「1週間前までに」建設業協会へ連絡する
- ②：運搬車両は「10トン」「4トン」「2トン」ダンプトラックが使用可能
- ③：土曜・日曜の運搬は不可
- ④：交通誘導員配置の有無は、「受注者」及び「建設業協会」で協議し決定する

過積載運搬は絶対にしないこと！

建設発生土運搬 開始

本
工
事

建設発生土運搬 完了



●建設発生土運搬・処分の実施流れ

1. 掘削時における建設発生土の土質確認……………（発注者と受注者）
2. 土壌分析試験の依頼……………（受注者）
3. 土壌分析試験の結果報告、運搬申込み……………（受注者）
4. 建設発生土の受入れ可否……………（那須塩原市建設業協会）
5. 建設発生土運搬・処分にに関する契約書締結…（受注者と那須塩原市建設業協会）
6. 建設発生土運搬開始……………（受注者）
7. 建設発生土運搬完了……………（受注者）



7. 建設発生土運搬完了

